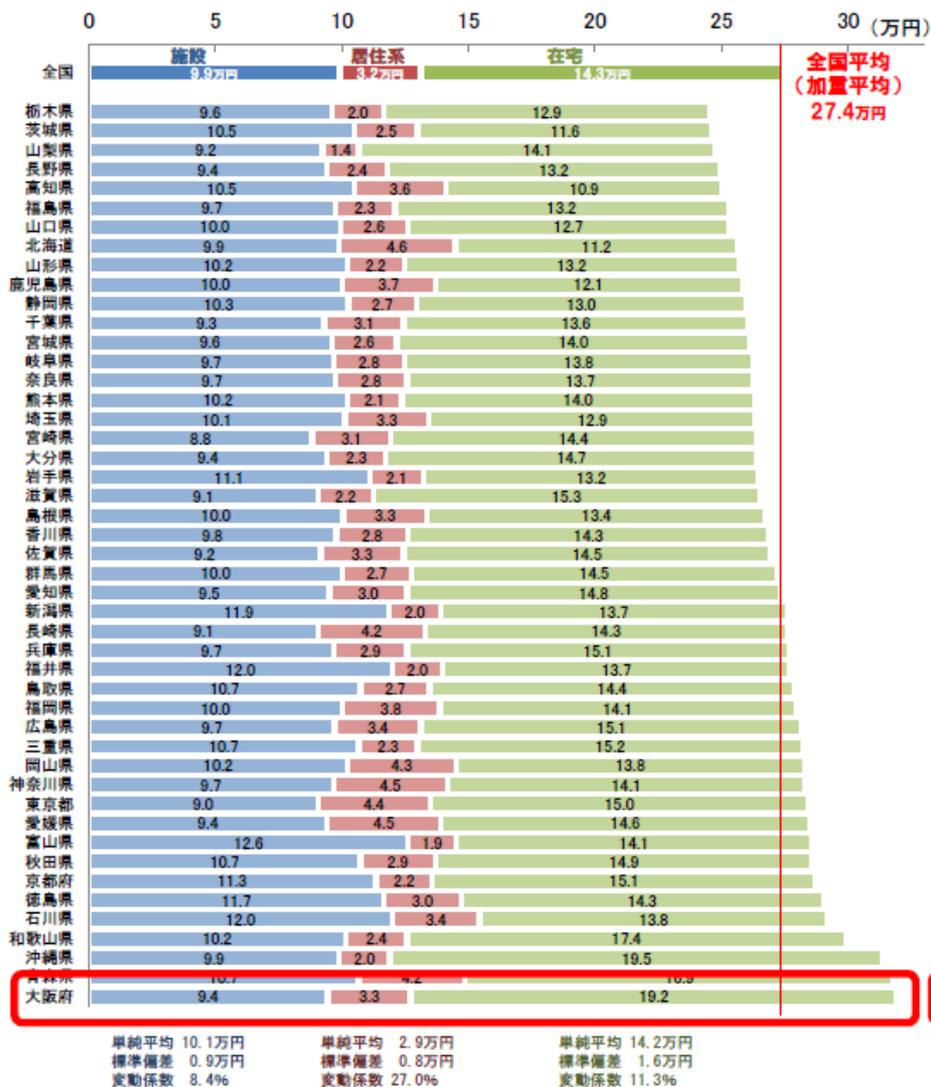


# 平成30年度の 介護予防・日常生活支援総合事業 について

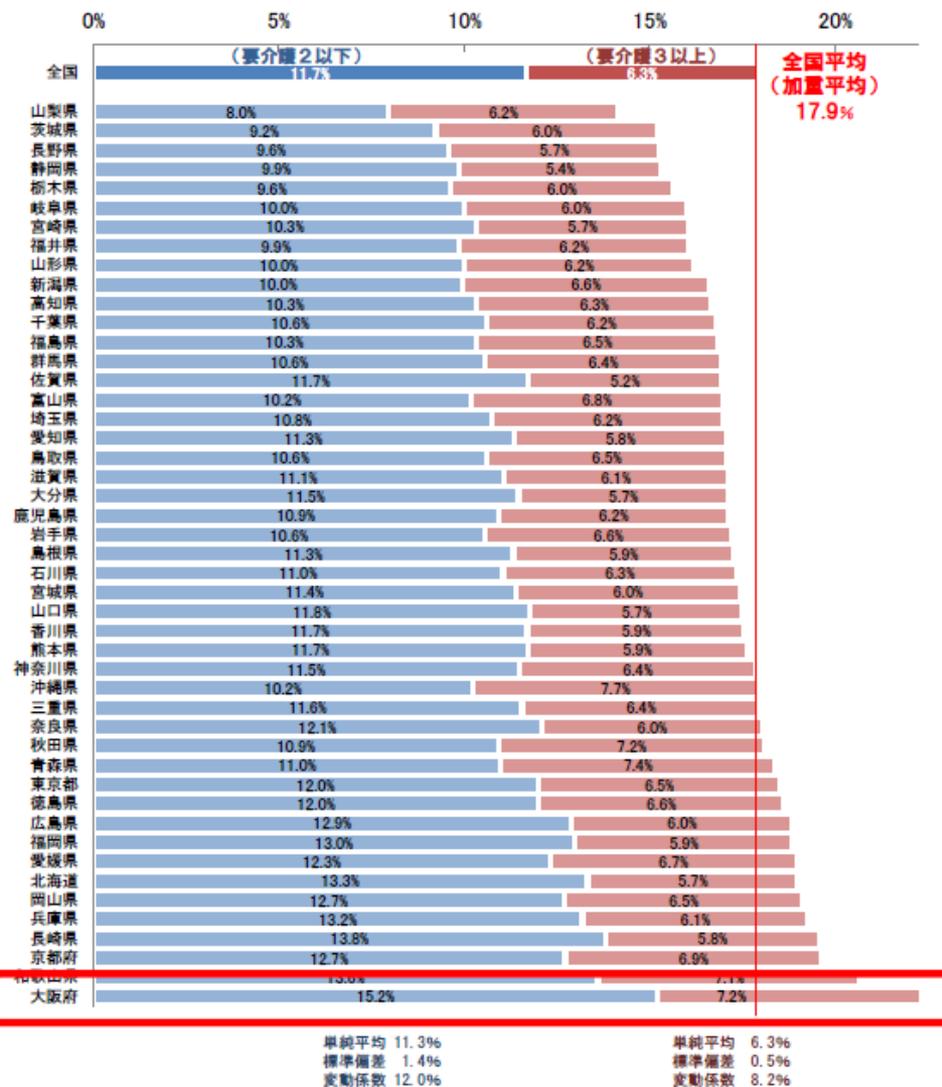
藤井寺市

# 【全国】第1号被保険者1人当たり介護費と認定率について(年齢調整後) 平成26年度

被保険者1人当たり介護費(年齢調整後)

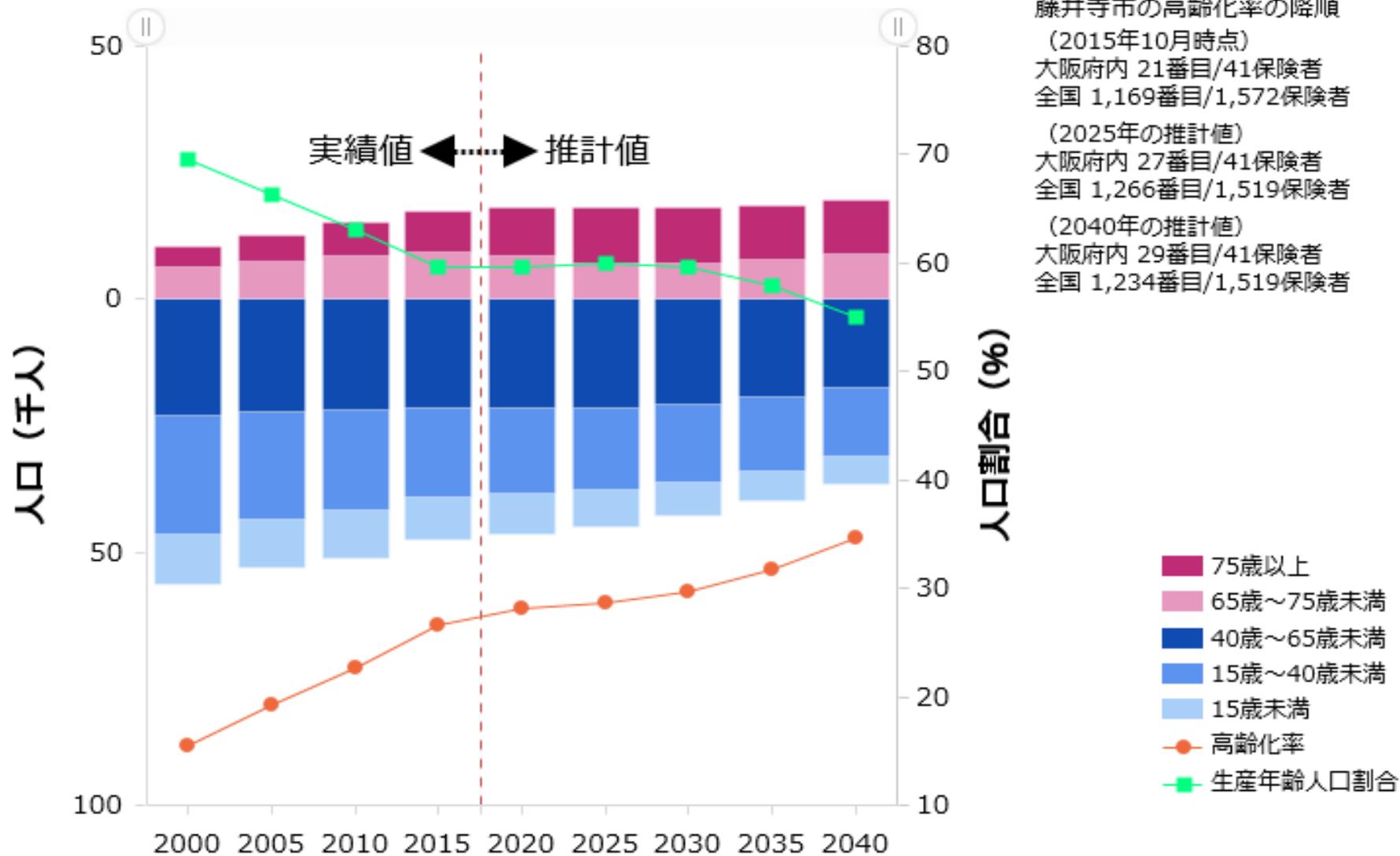


認定率(年齢調整後)



【出典等】「介護保険総合データベース」(厚生労働省)、「介護保険事業状況報告」(厚生労働省)、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(総務省)を基に集計・推計した。

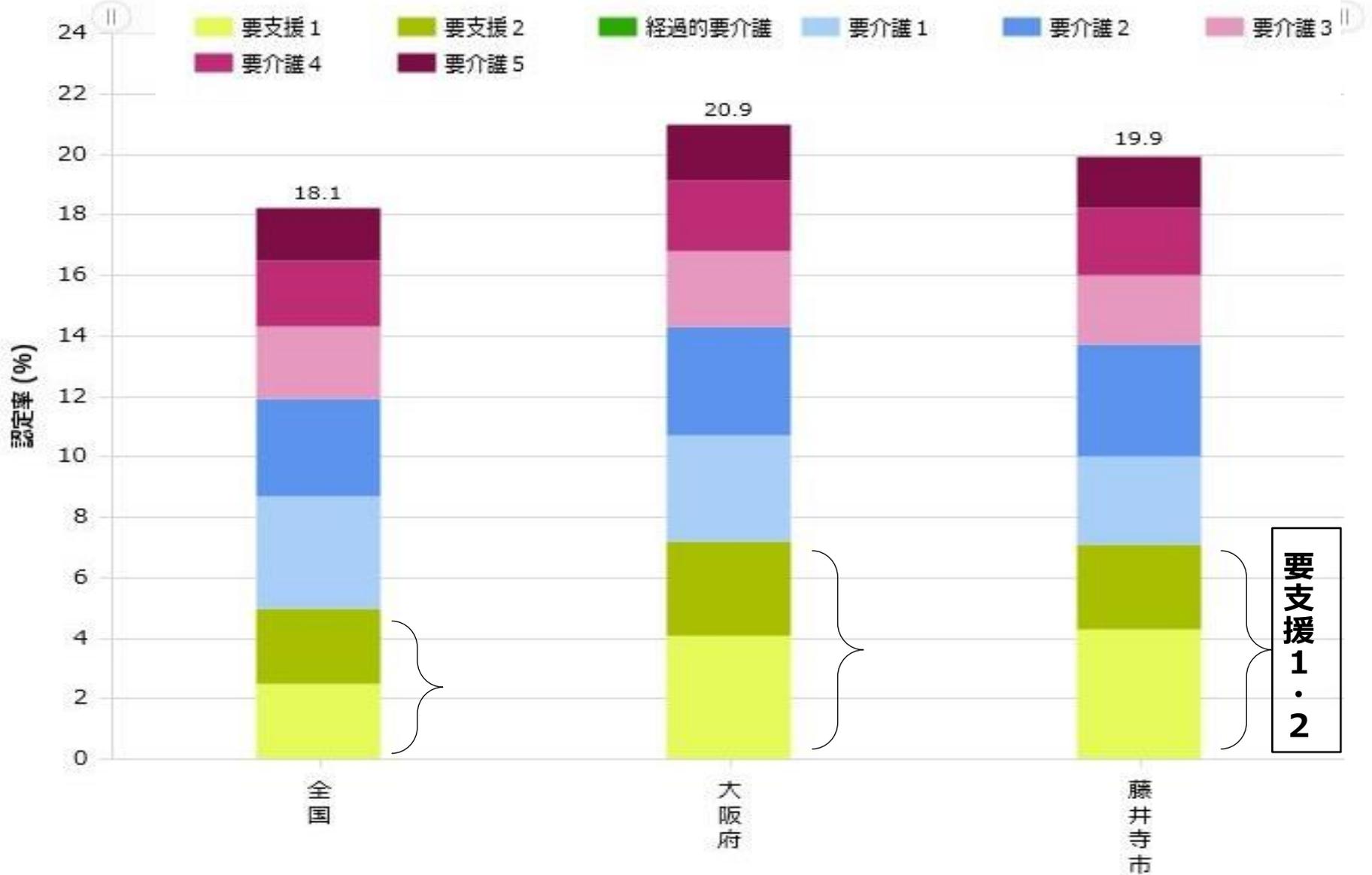
# 藤井寺市の人口の推移



(出典) 2000年～2015年まで：総務省「国勢調査」

2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」

# 認定率 (要介護度別)

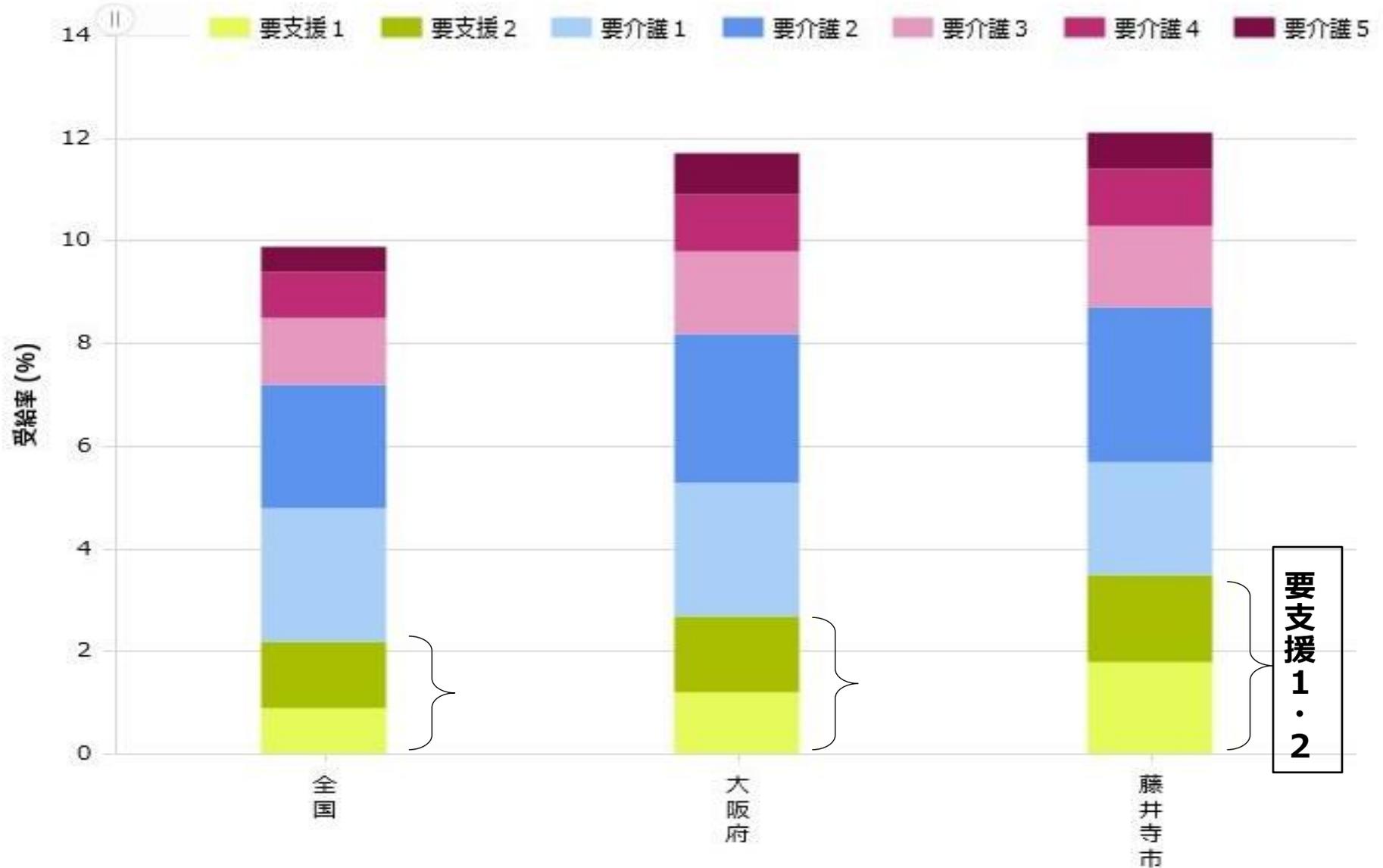


要支援  
1・2

(時点) 平成29年(2017年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(平成28,29年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

# 受給率（在宅サービス）（要介護度別）



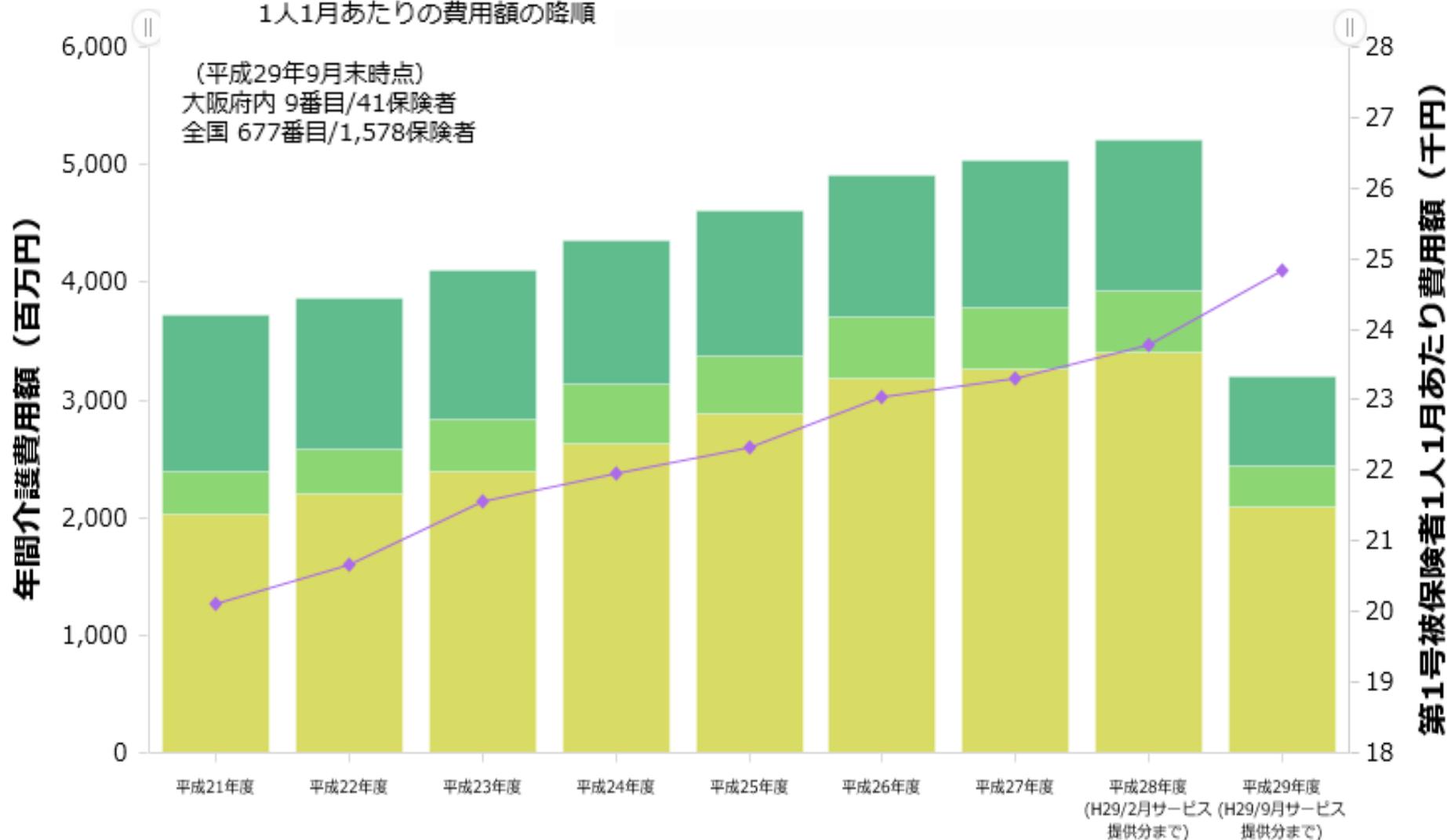
(時点) 平成29年9月(2017年9月)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 藤井寺市の介護費用額の推移

藤井寺市の第1号被保険者  
1人1月あたりの費用額の降順

(平成29年9月末時点)  
大阪府内 9番目/41保険者  
全国 677番目/1,578保険者



(出典) 【費用額】平成21年度から平成27年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」、平成28年度：「介護保険事業状況報告(月報)」の12か月累計、平成29年度：直近月までの「介護保険事業状況報告(月報)」の累計(※補足給付は費用額に含まれていない)

【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告(年報)」(または直近月までの月報累計)における費用額を「介護保険事業状況報告月報」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

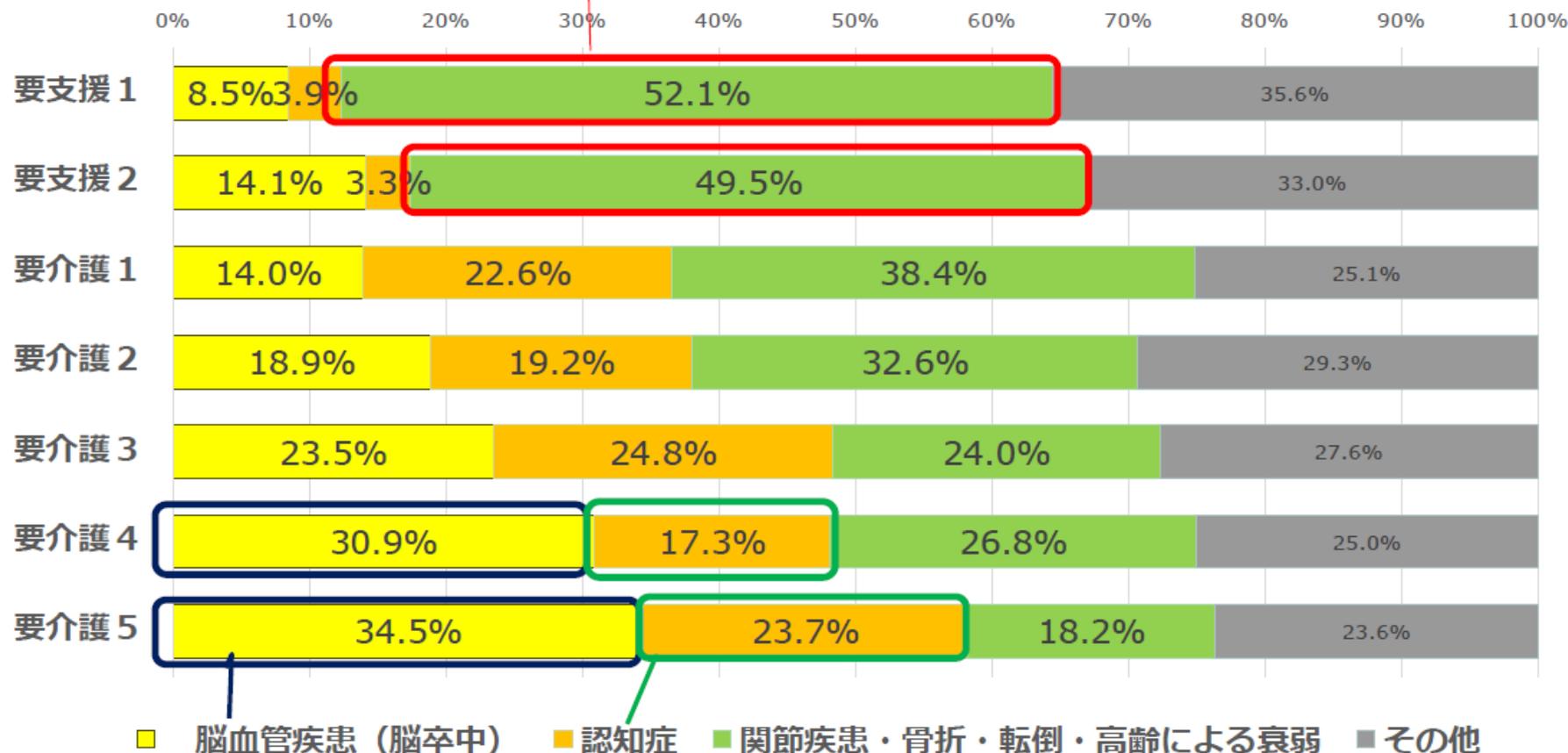
# そもそも、介護が必要となる原因は・・・

○大阪府で多い「要支援1, 2」の主な原因は、関節疾患、骨折・転倒、高齢による衰弱。

介護予防の取組により、ある程度は未然防止が期待できる。

○「要介護4, 5」といった重度者の原因は、脳血管疾患（脳卒中）が最多で、次いで認知症、関節疾患、骨折・転倒、高齢による衰弱

若い頃からの生活習慣病対策は、介護予防の観点からも重要。



**要支援 1・2 となった約半数は、関節疾患、骨折・転倒、高齡による衰弱が原因。**

**軽度者の一定数は、加齡とともに、心身の活力（筋力等）が低下し、徐々に生活機能障害等につながるフレイルの状態を経て、要介護状態に陥っていると考えられる。**



**フレイル状態となることの予防の取組みが重要**

# いきいき笑顔応援プロジェクト

## ケアマネジャー（または地域包括支援センター職員）と専門職の同行訪問

1

### 「筋力や動作のことで不安です」



- ☑筋力が低下して、洗濯や掃除など家事の動作がしんどくなってきた
- ☑最近疲れやすくなった
- ☑家の中でつまずいたり滑ったりする
- ☑自転車に乗るのが不安になってきた
- ☑歩くのが遅くなった
- ☑少しでも長く自分のことは自分でしたい など

訪問します！



お体の状態を確認し、元気になれるよう運動や動作のアドバイスをします



理学療法士・作業療法士

2

### 「食事や栄養のことで不安です」



- ☑食事管理が上手くいかず、病状や身体の機能が悪化してきた
- ☑退院後、どのように食事管理をすればいいかわからない
- ☑この1年で4～5kg体重が減った
- ☑栄養が足りているか、偏っていないか心配 など

訪問します！



栄養状態を確認し、元気になれるよう食事や調理のアドバイスをします



管理栄養士

## 第2 サービスの類型

- 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す(別紙参照)。(P20～)

### ①訪問型サービス (P21～)

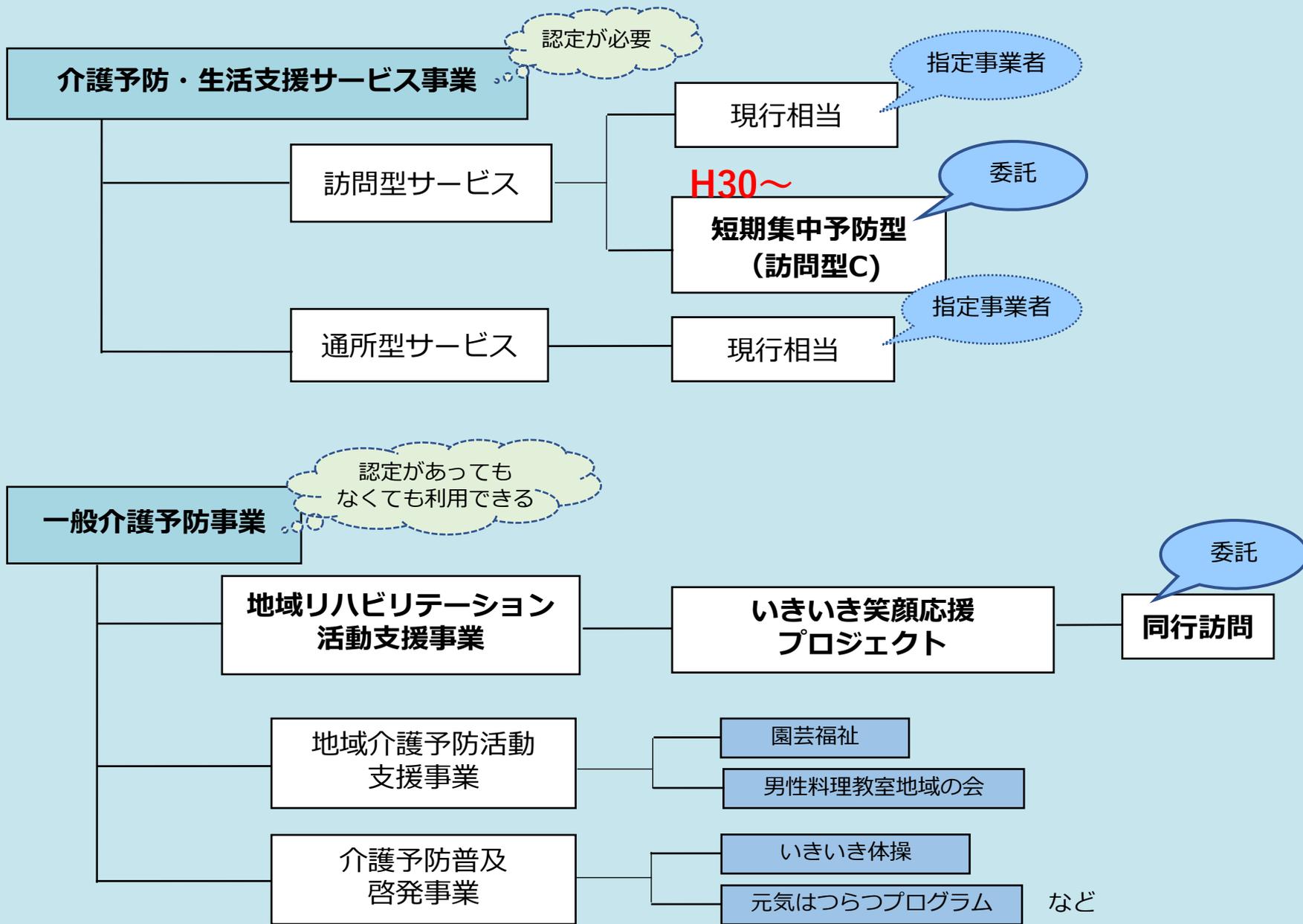
※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。  
○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス				
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)	
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	多送前後の生活支援	
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進			・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託		
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準		
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)		

# H30年度 藤井寺市介護予防・日常生活支援総合事業のサービス類型

介護予防・日常生活支援総合事業





# 総合事業の対象者について

## 1 要支援認定者

要介護認定の結果、要支援1・2となった方。  
これまでどおり、予防給付も総合事業も利用できる。

## 2 事業対象者

基本チェックリストに該当する方。  
要支援認定がなくても、訪問型サービスCを利用できる。  
※いきいき笑顔応援プロジェクトを利用してまず同行訪問し、  
認定なしのまま訪問型サービスCを利用することとなった場合に  
基本チェックリストに該当すれば事業対象者とする。  
※現行相当の訪問型・通所型サービスを利用する場合は  
これまでどおり、要支援認定が必要。

# 訪問型サービスCについて

**委託事業者**

**【作業療法士・理学療法士】**

① **メディケア・リハビリ訪問看護ステーション**

② **希望や訪問看護ステーション**

**【管理栄養士】**

① **特定非営利活動法人 はみんぐ南河内**

\*それぞれ、大阪府作業療法士会・大阪府理学療法士会・大阪府栄養士会からの推薦により委託契約。

**内容**

**専門職が利用者宅へ訪問し、生活機能や運動機能の向上、栄養状態の改善に向けて短期集中で支援する。**

**期間**

**おおむね3か月（最大6か月）**

**訪問の頻度**

**状態に応じて決定**

**提供時間**

**1回60分程度**

**利用者負担**

**なし**

**対象者**

**作業療法士または理学療法士または管理栄養士との同行訪問により、訪問型Cが適切であるかを見極めて決定する。**